



セントケアだより

和歌山

～発行～
セントケア和歌山株式会社
事業部 担当：丸畑 雄司
連絡先：和歌山市紀三井寺
840 番地 39
TEL : 073-448-2811

そうだったのか!?

迷ったらコインに聞け！

シカゴ大学の経済学者、スティーヴン・レヴィット氏は「人生の重要な選択の場面において、自分で決断できない人はどう決断すべきか」調査をしました。

「コイン投げサイト」というウェブサイトを作り、閲覧者たちが「今決めかねていること」を書き込み、画面上のコインを投げるというものです。

コインの表が出たら「実行」、裏が出たら「実行しない」というメッセージが出ます。

このサイトで1年かけて4000人の悩みを収集し、「コイン投げの決断によって人生がどう変化したか」ユーザーたちの追跡調査をしました。

書き込まれた悩みで一番多かったのが「今の仕事をやめるべきかどうか」、次に「離婚すべきかどうか」。驚くことに63%の人がコイン投げの結果に従って行動していました。

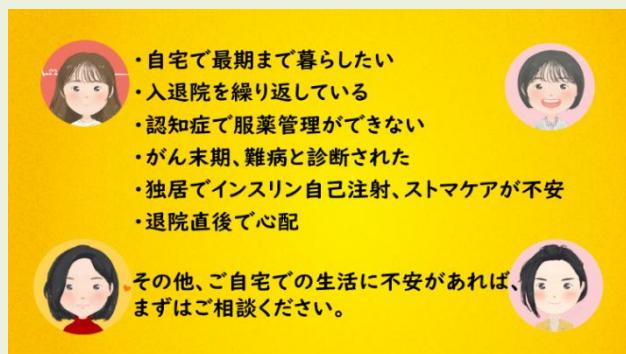
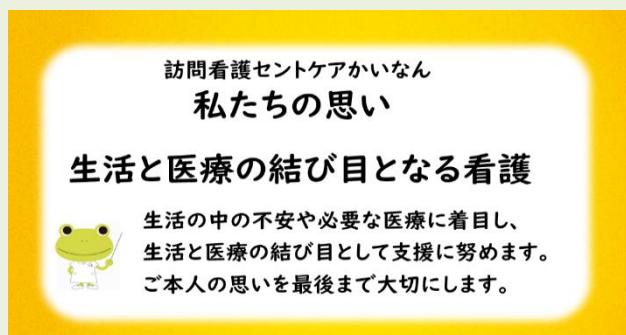
さらに驚きの結果は、コイン投げの結果が表だろうが裏だろうが、悩みの解決に向かって何かしら行動を起こした人は、半年後の幸福度が高いことがわかりました。

つまり、決断においては「どう決めるか」ではなく、「そもそも決められるかどうか」のほうが重要だということです。やると決める、やらないと決める、そして腹をくることが結局のところ人生の満足度を大きく左右するということです。
上司に残業するように言われたけど、するかしないかコインで決めよう、って?
う~ん、人生の重要な選択、なんですね^^;



訪問看護セントケアかいなん 4月1日オープン

海南省名高 504-1 サクラテナント A・B TEL 073-484-2215



セントケア和歌山



あんなこと



こんなこと

春らしい♪

各施設の催しや飾りは時期に合わせて工夫がなされています。

ひなまつり、サクラ、スイセンといえばやっぱり春の代名詞。

お客様が作った桜の木には、みんなさんの願いを書いた

サクラの花が満開。

元気でいられますように、若返りますように、しあわせに
過ごせますように…。

思いは同じですね。



今日のお昼は焼うどん

この日の小規模多機能城北のお昼は和風焼うどん。

やっぱり料理は先輩主婦にはかないません。

ソースはこれとこれを混ぜて、と味のこだわりもしっかり。

見てるだけでおいしそうです。



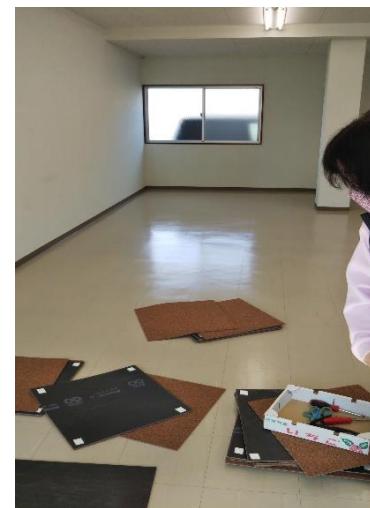
セントケアたなべ

2021年5月に田辺市に訪問介護事業所がオープンします。
事業所も決まり、スタッフで床にカーペットを敷くと、すっかり事務所らしくなりました。

難しい柱の角にもきれいにカットして、職人に負けない腕前と自画自賛。

自立支援のためのサービス提供がセントケアのサービスの特徴です。「住み慣れた家ずっと生活がしたい」という想いを叶えるために全力で考え提案、行動します。

皆さんよろしくお願いします。



セントケア和歌山紹介 note

セントケア和歌山では新たな情報発信として、最近話題になっているnoteを活用します。

毎週配信しているメルマガや、たより、チラシ、取り組み、求人案内などまとめて紹介したいと思います。

すでにnoteを始めてられる方、興味のある方は是非セントケア和歌山のページを見てください。全く聞いたことがないという方、この記事を機に一度検索してみてください。



The note page features a yellow header with numerous small profile icons of staff members. The main banner at the top reads "セントケア和歌山株式会社". Below the banner, there's a post by "セントケア和歌山" with the text: "いつも心地いいお風呂で暮らし下さい! セントケア和歌山はそんなお風呂で暮らすことができます。お風呂の水や床の滑り止め、浴室、小便器、浴槽の手洗い、グリーンバス、浴室介護用具、お風呂ひき棒、便器清掃用具、各部品が取扱っています。" There are also several other note posts visible, including ones about how to use the service, introductions, and group posts.

知らないと損するミニ講座

障害者控除対象者認定について

医療機関の相談員やケアマネジャーの方から、経済的に大変な方に利用している制度はないかという相談が増えています。今回は「障害者控除対象者認定」の活用を紹介します。



1. 「障害者控除対象者認定」とは

身体障害者手帳等を持っている人は、障害者控除をることができます。手帳を持っていなくても下記に該当する人には申請により自治体が「障害者控除対象者認定」を行います。

- ①65歳以上で障害の状態が知的障害者または身体障害者に準ずる
- ②身体障害者手帳等を持ってない
- ③要介護認定を受けていて障害者控除を受けたい年の12月31日を含む認定期間がある

「障害の程度」と「寝たきり度」・「認知症度」の対応表（和歌山市）

控除の種類	障害の程度	「寝たきり度」「認知症度」の段階
障害者控除	知的障害者（軽度）に準ずる	認知症度Ⅱa、Ⅱb
	知的障害者（中度）に準ずる	認知症度Ⅲa、Ⅲb
	身体障害者（3～6級）に準ずる	寝たきり度A1、A2
特別障害者控除	知的障害者（重度）に準ずる	認知症度Ⅳ、M
	身体障害者（1、2級）に準ずる	寝たきり度B1、B2、C1、C2

2. 控除額

	障害者控除		特別障害者控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税
本人	27万円	26万円	40万円	30万円
扶養家族			75万円	53万円

令和 年 月 日

（あて先）和歌山市福祉事務所長

（対象者本人）
住 所
氏 名
TEL

㊞

障害者控除対象者認定申請書

所得稅法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方稅法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める「障害者・特別障害者」としての認定について申請します。

なお、上記認定にかかる関係機関への調査等については、福祉事務所長がこれを行うことに同意します。

対象者 (本人)	住 所	〒	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	
				姓 名	性 別

※添付書類・・・介護保険被保険者証（写）

3. 住民税非課税額

住民税非課税となる65歳以上の単身世帯の年金額は

和歌山市 1,515,000円以下

和歌山市以外 1,480,000円以下 ですが、

障害者控除対象者認定を受けると住民税非課税が
2,450,000円以下になります！

課税世帯の方でも手続きをすれば住民税非課税になることがあります。
是非ご活用ください。